### グループホームこころ 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護サービス・短期共同生活介護サービス)

(介護予防認知症対応型共同生活介護サービス・予防短期共同生活介護サービス)

本書は、あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて、介護保険法の規定に基づき、事業者が利用者に説明すべき事項を記載しています。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1. 共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者の名称	医療法人社団 創生会
代 表 者 氏 名	理事長 田口 真子
事業者の所在地	神戸市灘区深江本町3丁目8番22号
法人設立年月	1999年11月26日

### 2.利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地など

事業所の名称	グループホームこころ			
介護保険指定	0074600400			
事業所番号	2874600188			
事業所の所在地	兵庫県豊岡市但東町中山679-1			
開設年月日	2005年3月1日			
管 理 者	岸本 美津子			
連絡先	電話番号 0796-56-1166			
	FAX番号 0796-56-1170			
利 用 定 員	1ユニット9名 × 2 ( 18名 )			

### (2) 事業所の概要

### ①敷地及び建物

敷		本館 1,621,80㎡
方人	16	新館 1,397.88㎡
	構造	木造1階建2棟(スプリンクラー設置)
建物	延べ床面積	本館 430.82㎡
, , 5	坐 ´	新館 281.56㎡

#### ②主な設備

=л.	/#	•	<b>∓</b>	***		本館		新館
設	備	の	種	類	数	面積	数	面積
食	堂 •	居間	<ul><li>台</li></ul>	所	1 43.62m²		1	43. 06m²
地	域 交	流ス	^	ス	1	1 34.38m²		
浴	室	• 脱	衣	室	1	13. 38m²	1	9. 94m²

便	所	3	4. 76m²	1	2. 21 m²
		6	13. 71㎡	9	13. 25㎡
居	室	2	13.84m²		
		1	13.81m²		

# (3) 事業の目的と運営の方針について

	本事業は、認知症状を伴う要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指
事業の目的	定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することで、利用者の認知症状の緩和
	及び悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるために必要な支
	援を行うことを目的とします。
	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、心身の特性を踏まえ、
	家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと
	により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努
運営の方針	めます。
	利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な
	環境の下で日常生活が送れるよう配慮して行います。また、常に利用者の立場に立った
	サービスの提供に努めます。

# (4) 事業所の職員体制について

職種	常勤非常勤		勤務体制	職務内容
管理者	1名 (介護職兼)		8:30~17:30	従業者及び業務の管理、指揮命令。
計画作成	常勤換	算	8:30~17:30	(介護予防)認知症対応型共同生活
担当者	0.4	-	(変則有)	介護計画の作成。医療、福祉機関との連絡・調整。
介護職員	介護保険法		原間の体制 (7:00~20:00) 早出 (7:00~16:00) 早出2(7:30~16:30) 日勤1(8:30~17:30) 日勤2(9:00~15:30) 日勤3(9:00~18:00) 日勤4(10:00~13:00) 遅出1(10:30~19:30) 遅出2(11:30~20:30) 遅出2(13:30~20:00) 遅出3(16:00~20:00) 準夜 (13:00~22:00) 夜間の体制 (20:00~7:00) 深夜 (22:00~7:30)	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護計画に基づく、利用者に対し必 要な介護及び世話、支援。

#### 3.提供するサービスの内容について

サービス	区分と種類	サービス内容			
	食事	利用者の状況に応じて適切な食事の提供及び介助を行います。			
	7 ※	原則週 2 回以上の入浴または清拭の提供を行います。(体調により配慮			
	入浴 	します。)			
	排泄	利用者の状況に応じて排泄の介助、おむつ交換等を行います。排泄の自			
日常生活上の	19F7L	立についても適切な援助を行います。			
世話		生活のリズムや利用者の状況に応じて行うよう配慮します。			
	更衣等	個人の尊厳に配慮し、適切な整容、シーツ交換が行われるよう援助しま			
		す。(汚染時は随時交換します。)			
	移動•移乗	利用者の状況に応じて、室内の移動、車いすへの移乗介助を行います。			
	服薬	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、確認を行います。			
	日常生活を通じ	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を			
	た訓練	通じた訓練を行います。			
機能訓練	レクリエーショ	   利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操な			
	ン等を通じた訓	でを通じた訓練を行います。			
	練	こと思した訓練を行いるが。			
★日≣火	• 援助	利用者とその家族からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限りの援助			
行品以	]及以	を行うよう努めます。(相談窓口参照)			
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動の場を提供します。			

#### 4.入居にかかる費用について

### (1) サービスの利用料

事業所は、法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護保険サービスについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該事業所に支払われる介護保険サービス費の額を差し引いた額(自己負担額)の支払いを受けます。また事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前段の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

#### く(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(1日あたり)>

利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	749円	753円	788円	812円	828円	845円
2割負担	1,498円	1,506円	1,576円	1,624円	1,656円	1,690円
3割負担	2,247円	2,259円	2,364 円	2,436円	2,484 円	2,535円

### (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護サービス費(1日あたり)>

利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	777円	781 円	817円	841円	858円	874円
2割負担	1,554円	1,562円	1,634円	1,682円	1,716円	1,748円
3割負担	2,331 円	2,343 円	2,451 円	2,523 円	2,574 円	2,622 円

# <施設の体制加算>

加算の名称	備考		自己負担割合			
加昇の石柳	佣 5	1割	2割	3割		
医療連携体制加算 I (イ)	事業所の職員として看護師を常勤換算 で1名以上配置し、看護師又は病院他と	57円/日	114円/日	171 円/日		
医療連携体制加算Ⅰ(□)	24 時間連絡可能な体制を確保	47円/日	94円/日	141円/日		
医療連携体制加算 I (ハ)	事業所の職員として、又は病院他との連携により看護師を1名以上確保し、24時間連絡可能な体制を確保	37円/日	74円/日	111円/日		
医療連携体制加算Ⅱ	I を算定し、特定の状態の入居者が1名以上である場合	5円/月	10円/月	15円/月		
協力医療機関連携加算	協力医療機関が一定の要件を満た す	100円/月	200円/月	300円/月		
協力医療機関連携加算	要件は満たさないが情報を共有する会議を定期的に開催している	40円/日	80円/日	120円/日		
□腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が、介護 職員に口腔ケアに係る技術的助言 及び指導	30円/月	60円/月	90円/月		
夜間支援体制加算(Ⅱ)	複勤又は宿直を共同生活住居の数 に 1 加えた数以上	25円/日	50円/日	75円/日		
科学的介護推進体制加算	質の評価と科学的介護の取組を推進し、より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合	40円/月	80円/月	120円/月		
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症ケアの専門的な研修を修了 している者を 1 名以上配置 認知症ケアに関する研修を定期的 に開催	3円/日	6円/日	9円/日		
認知症専門ケア加算Ⅱ	Iに加え、介護職員、看護職員ご とに認知症ケアに関する研修計画 を作成	4円/日	8円/日	12円/日		
認知症チームケア推進加算 (I)	認知症利用者の割合が半数以上で あり、所定の研修を修了した者と 複数でチームケアを実施	150円/月	300円/月	450円/月		
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	I の要件以外の研修を修了た者と 複数でチームケアを実施	120円/月	240円/月	360円/月		
高齢者施設等感染対策向上 加算(I)	体制を確保し、届け出を行った医療機関等で行う研修または訓練に 年に1回以上参加	10円/月	20円/月	30円/月		
高齢者施設等感染対策向上 加算(II)	届け出を行った医療機関から3年 に1回以上実地指導を受けている	5円/月	10円/月	15円/月		

生産性向上推進体制加算	Ⅱの要件を満たし、その成果が確認さ	100円/月	200円/月	300円/月		
(I)	れ、複数の機器を導入している	10011/75	20013/75	30013/75		
   生産性向上推進体制加算	負担軽減のための委員会や改善活動を					
	実施、見守り機器等を1つ以上導入し年	10円/月	20円/月	30円/月		
	に 1 度データの提供を行う					
サービ ス提供体制強化加算(Ⅰ)	以下のいずれかに該当すること。					
	①介護福祉士 70%以上	24円/日	47円/日	70円/日		
	②勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	常勤を 60%以上配置	19円/日	38円/日	57円/日		
サービス提供体制強化加算(皿)	以下のいずれかに該当すること。					
	① 介護福祉士 50%以上	7円/日	42 M / U	19円/日		
	② 常勤職員 75%以上	/ 17/0	13円/日	19 17 0		
	③ 勤続7年以上の者が30%以上					
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に 18.6%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己負担割					
(I)	合を乗じた額					
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に 17.8%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己負担割					
( 11 )	合を乗じた額					

# <対象者のみ付加される加算>

加算の名称	備考	自己負担割合		
加昇の石砂	川 万	1割	2割	3割
初期加算	登録日から 30 日以内	30円/日	60円/日	90円/日
	死亡日 45 日前~31 日前	72円/日	144円/日	216円/日
看取り介護加算	死亡日30日前~4日前	144円/日	288円/日	432円/日
自取り八磯加昇	死亡日前日及び前々日	680円/日	1,360円/日	2,040 円/日
	死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
若年性認知症利用者受入加 算	個別の担当者を定める	120円/日	240円/日	360円/日
認知症専門ケア加算 I	認知症ケアの専門的な研修を 修了している者を 1 名以上配 置 認知症ケアに関する研修を定 期的に開催	3円/日	6円/日	9円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	Iに加え、介護職員、看護職員 ごとに認知症ケアに関する研 修計画を作成	4円/日	8円/日	12円/日
認知症行動•心理症状緊急 対応加算	認知症の行動・心理症状のある 者の緊急入居	200円/日	400円/日	600円/日
入院時費用	入院時に所定単位に代えて、ひ と月に6日を限度として算定	246円/日	492円/日	738円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	3月に1回を限度とし、理学療	100円/月	200円/月	300円/月

	法士等によるサービス提供又			
	はICTを活用した動画等に			
	より、利用者の状態を把握した			
	上で助言を行う。			
	理学療法士等による生活機能			
	アセスメントの実施			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	生活機能の向上を目的とした	200円/月	400円/月	600円/月
	認知症対応型共同生活介護計			
	画の作成			
	退去時に居宅サービス事業者	400 E /E	000 III /III	4 200 EI/EI
退居時相談援助加算 	等と連携	400円/回	800円/回	1,200円/回
	6月に1回を限度とし、介護			
│ │ □腔・栄養スクリーニング	サービスの従事者が利用者の			
	口腔の健康状態、および栄養	20円/回	40円/回	60円/回
加算(Ⅰ)	状態について確認し、ケアマネジャ			
	-と情報共有			
	質の評価と科学的介護の取組			
	を推進し、より精度の高いフ			
科学的介護推進体制加算	ィードバックを受けることが	40円/月	80円/月	120円/月
	できる項目を提出・活用した			
	場合に適応。			
	管理栄養士(外部含む)が、			
栄養管理体制加算	日常的な栄養ケアにかかわる	20 E / E	00 M / N	90円/月
	栄養ケアに係る介護職員への	30円/月	60円/月	
	技術的助言や指導を行う。			
退居時情報提供加算	退居後の主治医または医療機	250円/回	500 m /E	750 m/e
返店时间報旋供加昇	関宛へ診療情報提供	250 H/ 🗓	500円/回	750円/回
	厚生労働大臣が定める感染症			
新興感染症等施設療養費	に感染し、そのうえで介護サ	240円/日	480円/日	720円/日
	ービスを実施			_
<del></del>				

- i) 地域区分別の単価(その他 10円)で計算しています。
- ii ) 負担割合証を確認のうえ、利用者負担が割合証に記載の負担率となります。
- iii)入所者がまだ要介護認定を受けておられない場合、サービス利用料金の10割を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。認定結果が「自立」の場合は、全額自己負担となります。
- iv)介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

# (2) その他費用について

## ①グループホーム内精算

# A. 預かり金となる料金

項 目	利 用 料	内 容
		お部屋の債務を担保するための保証金としてお預かりし、下記の計算式に
		より精算し返金いたします。ただし、退去時にお部屋の原状回復のための修
	¥111,000	繕費、未清算の利用料債務が存在する場合は、それらを差し引いて返金しま
保証金	(非課税)	<b>す</b> 。
	(ᢖᢧᡆᡮᠰᠽ/	(1)3年未満の在籍の場合
		111,000 × 1/36 × 在籍月数
		(2)3年以上の在籍の場合は、返金額はありません。
	¥37,000	お部屋代として、事前に月額料金を頂きます。
家賃	(月額)	月の途中での入居は 1 ヶ月を 30 日として日割り計算します。月の途中で
<b>办</b> 貝	(非課税)	の退去は 1 ヶ月分を頂きます。
	(ᢖᢧᡆᡮᠰᡅ/	家賃は原状回復した明け渡し日まで請求します。
	¥17,919	建物維持管理費用として、事前に月額料金を頂きます。月の途中での入居は
管 理 費	(月額)	1ヶ月を30日として日割り計算します。月の途中での退去は1ヶ月分を
	(税込)	頂きます。
	¥18,150	電気、ガス、水道費用として事前に月額料金を頂きます。月の途中での入居
光熱水費	(月額)	は1ヶ月を30日として日割り計算します。
	(税込)	
	¥770 相当	食事にかかる費用として事前に1ヶ月分を頂戴します。
食材料費	(日額)	月の途中での入居、退居はご利用された分を請求します。
	(非課税)	(朝食¥154、昼食¥308、夕食¥308)
地上デジタ	¥220	地上デジタル放送の管理費用として、月額で頂きます。
ル放送受信	(月額)	月の途中での入居は 1 ヶ月を 30 日として日割り計算します。月の途中で
管理費	(税込)	の退去は 1 ヶ月分を頂きます。

<sup>※</sup>家賃、管理費、光熱水費、地上デジタル放送受信管理費は、外泊や入院をされた場合でも1か月分かかります。

### B. 利用実績により請求となる料金

項目	利 用 料	内 容
複写物の交付(モノクロ)	¥10/枚(税込)	コピーをお使いになられる場合に頂戴いたします。
		事業所行事などに係る費用として、実施後に材料費・交通
レクリエーション	実 費	費や入場料などかかった費用を請求いたします。
		(参加者のみ)
洛萨公内弗	20 III / 1 la ma	通院希望により、職員の付き添いや公用車の利用をされた
通院介助費	30円/1km	際のサービス費用(代診も含む)※詳細は別紙契約書
外出支援費	実費	個別の対応に際し、距離数に応じた料金を頂きます。

<sup>※</sup>光熱水費及び食材料費につきましては、預かり金勘定として受領し、年末に一括収支報告のうえ、実費精算 処理します。

	(ガソリン代等)	
預かり金管理費	1,000円 (税込)	私的な事由により、預かり金管理を利用された際のサービス費用(預かり金の使用状況については、月々、明細を送付いたします。) ※詳細は別紙契約書

<sup>※</sup>料金改定がある場合は事前に文書にて通知し、同意書に署名捺印を戴きます。

## ②グループホーム外精算

項		利 用 料	内 容
<b>セ</b> シ まり	→ #	実費	オムツは、基本のサービス料に含まれていません。個人での準備お願い致し
10 E	つ代	夫 貸	ます。 ※オムツ購入代行については、選択サービスあり。
			利用者及びご家族の希望により、医療機関の往診に対応します。また、薬局
健康	管 理	実 費	への処方依頼、服薬管理をします。
			各往診医療機関、調剤薬局と別途契約が必要です。

<sup>※</sup>これらの利用料金については、各業者や病院から直接請求書が届きます。

### 5.利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他費用の請求及び支払方法について

	T
	① 保証金は入居日が決定次第ご請求します。
	② 利用料、利用者負担額、及びその他の費用の額は、サービス提供月ごとに計算し、
	利用月ごとの合計金額により請求します。
	③ 利用料のうち、家賃・管理費・光熱費・食材料費は、預かり金勘定となるため、利
請求方法	用月前に請求します。
	④ 介護保険利用者負担額、利用実績に伴う料金(その他費用)は、毎月末に集計し、
	請求します。
	⑤ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて翌月末までに利用者の指定先にお届け(郵
	送)します。
	① 保証金は入居日までに指定の口座にお振込みください。
	② 家賃・管理費・光熱費・食材料費の預かり金は、利用月の前月5日が支払期日とな
	ります。
	③ 介護保険利用者負担額、利用実績に伴う料金(その他費用)は、利用月の翌々月5
	日が支払期日となります。
支払方法	④ 利用料金の支払方法は、利用者ご指定の口座から自動振替となります。(振替日:毎
	月5日)
	⑤ お支払を確認しましたら、領収書をお渡しします。請求書と一緒に郵送しますので、
	必ず保管されますようお願いいたします。
	⑥ 利用料を振り込まれる場合の振込手数料、および事業所の責に帰さない事由による
	利用料の返金手数料は、利用者又は連帯保証人が負担するものとします。

※利用料、利用者負担額、及びその他費用の支払いについて、正当な理由なく、支払い期日までに支払いが無い場合は、年14.6%の割合で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。

<sup>※</sup>課税対象となるものには、別途消費税がかかります。

#### 6.サービス提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護(要支援)認定の 有無及び要介護(要支援)認定の有効期限)及び認知症の状態等を確認させていただきます。被保険者の住 所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護(要支援)認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための 具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。なお、作成 した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画は、利用者または家族にその内容を説明しますので、ご確 認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づいて行います。なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

#### 7 協力医療機関等について

	医療機関名	資母診療所
	院長名	藤本 正人
	所在地	兵庫県豊岡市但東町中山788
協力医療機関	電話番号	電話 0796-56-0303
	診療科目	内科 脳神経外科 形成外科
	入院設備	なし
	救急指定	なし
協力歯科医療機関	医療機関名	うおさき歯科クリニック
励力图件区原版图	所在地	兵庫県豊岡市出石町町分 391-8
協力介護老人福祉	施設名	特別養護老人ホーム けやきホール
施設	所在地	豊岡市但東町太田614
協力介護保険サー	施設名	地域密着型特定施設入居者生活介護 ケアハウスたいよう
ビス	所在地	豊岡市但東町中山679-1 (隣接)

#### 8. サービスに関する相談・要望・苦情申立について

#### (1) 当事業所における相談窓口

	所 在 地:兵庫県豊岡市但東町中山 679-1
	電話番号: 0796-56-1166
【事業所の窓口】	FAX番号: 0796-56-1170
【争未別の心口】	受付時間: 9:00~17:00
	担 当 者:管理者(ホーム長)
	※面談には随時応じます。事前にご連絡ください。

※玄関にご意見箱がありますので、そちらもご自由にお使いください。

(2) 行政機関その他の相談窓口

	所 在 地:兵庫県豊岡市立野12-12
<b>東図士の記録序を記がり うケヘ・共和</b>	電話番号: 0796-29-0055
豊岡市役所健康福祉部   高年介護課	FAX番号:0796-29-3144
	受付時間:月~金曜日 8:30~17:15
	所 在 地:兵庫県豊岡市立野12-12
豊岡地域包括支援センター	電話番号: 0796-24-2401
	受付時間:月~金曜日8:30~17:30
リエ・P事地域気括素揺わいね	所 在 地:兵庫県豊岡市但東町出合433-1
出石・但東地域包括支援センター 但東分室	電話番号: 0796-54-0515
世朱万奎	受付時間:月~金曜日8:30~17:30
	所 在 地:神戸市中央区三宮町1-9-1-1801号
兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号: 078-332-5617
介護サービス苦情相談窓口	FAX番号:078-332-5650
	受付時間:月~金曜日 8:45~17:15

# 9.住居の利用に当たっての留意事項について

## <b>T</b> A	所定の面会時間は午前9時から午後7時までです。それ以外の時間を希望される際は、
来訪・面会	事前にご連絡ください。風邪症状等のある方のご面会はご遠慮ください。
	外出・外泊の際には、必ず行き先、帰宅日時、食事の有無をお申し出ください。
外出•外泊	食事のキャンセルについては、2日前の10時までが変更可能時間となります。それ以
	降のキャンセルについては返金できません。
協力医療機関以外	受診を希望される場合は必ず職員にお申し出ください。また、診察の結果・処方の内
の受診	容もご連絡ください。受診された担当医から協力医療機関への医療情報をお願いする
700支部	こともあります。原則として通院や付き添いはご家族でお願いします。
	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
居室・設備・器具の	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
店至・政備・品具の	改造、模様替え、その他その状況を変更するときは予め事業所に書面による承諾を受け
	なければなりはせん。
	※居室のカーテンは防炎カーテンに限り持込可。
	ご家族の持ち込まれた食べ物や飲み物、健康補助食品等を、他の利用者へ提供(おすそ
食品等の持ち込み	分け等)することはご遠慮ください。
及回寺の持り込み	また、衛生上の観点から、消費期限や賞味期限を過ぎたものについては、職員により廃
	棄させていただくことがあります。
147小市 。 各办公市	当法人は事業所敷地内禁煙です。飲酒は原則お断りいたします。職員の指示に従ってく
喫煙・飲酒	ださい。
<b>业或汇</b> 券 空	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
迷惑行為等 	また、許可なく他の利用者の居室に立ち入らないでください。
	所持金品は、本人及びご家族の責任で管理してください。紛失等についての責任は負い
   所持金品の管理	かねます。高価な貴重品、刃物、危険物は原則として持ち込むことができません。衣類
MY TOWNE E	について、毛 100%の製品については、管理上お控えください。また、全ての衣類に名
	前の明記をお願いいたします。

宗教活動•	事業所内での、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
政治活動	
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は、お断りいたします。
	入所者又はご家族より以下のようなご要望があっても、対応しかねますのでご了承くだ
	さい。
引受かねる対応	①入所者本人にとって不適切又は介助時に本人に苦痛を伴うこと
	②事業所の業務運営上、不可能な方法
	③入所者の生命に危険がおよぶようなこと
	同居、一時貸し、留守番等どのような名目であっても、事業所に無断で利用者以外の者
その他	を当事業所に入居等させることはできません。
	入居者以外の者が当事業所内に入居者と共に宿泊したいときは、所定の続きを経て事業
	所の許可を受けるものとします。

<sup>※</sup>上記の項目をお守りいただけない場合は、契約書に基づき、契約の解除をさせていただく場合があります。

# 10.秘密の保持と個人情報の保護について

	(1)	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」
		及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の
		適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努
		めるものとします。
	2	事業者及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者
利用者及びその家族に関する		
   秘密の保持について		およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	3	この秘密保持に関する義務は、サービス提供が終了した後においても継
		続します。
	4	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持
		させるため従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、そ
		の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	1	事業者は、利用者から予め文書で同意を得たうえで、適正な範囲におい
		て利用者及びその家族の個人情報を利用します。
	2	事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等
		に利用者に関する情報を提供できるものとします。
	3	事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物
		(紙によるものの他、電磁的記録を含む) については善良な管理者の注
		意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するもの
個人情報保護について		とします。
	4	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開
		示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた
		場合は、直ちに調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正など
		を行うものとします。
		開示等の求めに際し、当事業所所定の申請書、本人確認のための書類を
		提出して下さい。ただし、手数料として1件1,000円(税込)とさせ
		ていただきます。
		ていいことのよう。

#### 11.虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
  - (2) 苦情解決体制を整備しています。
  - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 12身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 13.緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

# 事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法

- ① 主治医へ利用者の状況を報告し、指示を仰ぎます。主治医への報告ができない場合は、事業所が定めた協力医療機関に、連絡する又は緊急搬送等の措置を講じます。
- ② 主治医の指示の下対応します。必要であれば救急搬送等の対応をいたします。(ご家族が間に合わなければ職員が付き添います。)
- ③ ご家族に状況説明と主治医の指示内容を伝え、必要であれば受診対応等、協力を求めます。

#### 14.事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 15.サービス提供の記録について

- (1) サービス提供に関する記録は、その完結日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して、保存されているサービス提供の記録の閲覧することができます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する「サービス提供の記録」の複写物の受け取りを希望する場合、当事業所所定の申請書、本人確認のための書類を提出のうえ、所定の料金を支払うことにより、受け取ることができます。

### 16.非常災害対策について

非常時の対応	別途定める「グル・	ープホームこころ消防計画書」に	こ基づき対応します。		
平常時の訓練	別途定める「グループホームこころ消防計画書」に基づき、年2回の昼間及び夜				
十市町の一川林	間を想定した避難訓練又は消防訓練等を利用者も参加して実施します。				
防 火 設 備		本館	新館		
非常階段		有	有		
自動火災報知設備		有	有		
消防機関へ通報する火災報知設備		有	有		
消火器・消火栓		有	有		
スプリンクラー設備		有	有		
誘導灯		有	有		
放送設備		無	無		

## 17.衛生管理について

- (1) サービス提供の用に供する事業所、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発症しないよう、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密着な連携に努めます。

## 18.運営推進会議の概要について

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービス提供の質の確保及び適切な運営ができるよう設置しています。
委 員 の 構 成	利用者、利用者家族、地域住民代表者、民生委員、介護相談員、市職員、事業所管理者
開 催 時 期	おおむね2か月に1回開催します。

# 19.重要事項説明の年月日について

上記内容について利用者に説明いたしました。

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	В	
説明者氏名				

### 利用者

私は、以上の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容を理解し、これが契約の一部となるこ		
を確認したうえ同意し	、文書の交付を受けました。	
住 所		
氏 名		

# 代理人・立会人(いずれかに〇)

住序	所	
氏 行	名	

なお、家族の場合は、家族代表とします。

〈注〉本書を2通作成し、事業者、利用者双方が1部ずつ保管する。